

平成 26 年 8 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社 トーモク 代表者名 取締役社長 斎藤 英男 (コード番号3946 東証1部) 問合せ先 常務取締役 内野 貢 Tat(03) 3213-6811

公正取引委員会からの排除措置命令等に対する審判請求について

当社並びに連結子会社の大一コンテナー株式会社及び株式会社トーシンパッケージ(以下、総称して「当社ら」という。)は、段ボールシート及び段ボールケースの取引に関して独占禁止法第2条第6項(不当な取引制限)に該当し、同法第3条に違反する行為が認められるとして、公正取引委員会より平成26年6月19日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令(以下、総称して「本件命令」という。)を受けました。

本件命令の内容は当社らの判断や解釈と大きく異なる部分があり、承服できないものであることから、当社らは本日、本件命令について、公正取引委員会に対し審判請求を行いました。また、併せて本日、東京高等裁判所に対し、排除措置命令の執行免除の申立てを行いました。今後は、審判手続において、当社らの意見を主張し、公正な判断を求めてまいります。

以上